

令和5年度富山県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金 Q&A

No.	対象事業区分	質問	回答
1		この事業で、「感染者」の定義はどのようなものか。	PCR検査や抗原検査の結果、陽性と判断された者となります。
2		この事業で、「濃厚接触者」の定義はどのようなものか。	濃厚接触者の定義については、富山県のホームページでご確認ください。 https://www.pref.toyama.jp/120507/nokosessyokusya.html
3	継続支援事業 協力支援事業	「感染が疑われる者」が発生した場合も本事業の対象となるのか。	基本的に、「感染が疑われる者」だけでは本事業の対象とはなりません。ただし、交付要綱第2条第2項第3号(自費検査)については、対象となり得る場合があります。
4	継続支援事業 協力支援事業	いつからいつまでのかかり増し経費が補助の対象となるのか。	令和5年4月1日以降にかかった経費で、申請日までに支払いを完了しているものが対象となります。従って、全ての支払いが完了してから、申請書及び実績報告書をご提出ください。
5	継続支援事業	感染者や感染者と接触があった者が発生する前に購入した衛生用品等の経費についても対象となるのか。	感染者・感染者と接触があった者が発生した時点からのかかり増し経費が対象となります。
6	継続支援事業	県交付要綱第2条第2項第2号に「感染者と接触があった者に対応した」とあるが、ここでいう「感染者と接触があった者」とは利用者のみを指し、職員や利用者家族等は含まれないのか。また、「対応した」とは、サービス提供を指すのか。	いずれもお見込みのとおりです。
7	継続支援事業 協力支援事業	対象経費の「(割増)賃金・手当」について、「手当」は具体的にどのようなものを想定しているのか。感染者や濃厚接触者へのサービス提供を行った従事者への危険手当を含むと解してよいのか。	新型コロナへの対応により追加で要した経費であると判断できる場合は、危険手当も含めることができます。
8	継続支援事業	通所系・訪問系等の事業所が新型コロナウイルス発生により休業した場合、職員に対する休業手当を、対象経費の「割増賃金・手当」に含めることはできるか。	休業手当については、かかり増し経費と判断し難いため、補助対象外となります。
9	継続支援事業	通所系サービスで、自主的に通所を休業又は縮小して、電話の安否確認をした場合のかかり増し経費は対象となるのか。	電話での安否確認については、障害福祉サービス等の報酬の対象となりますので、居宅を訪問しない場合は、かかり増し経費の対象とはなりません。なお、証拠書類として、訪問記録等の提出をお願いします。
10	継続支援事業	感染の有無は不明だが、高熱が続いている利用者や県外を往来した家族がおり、感染を否定できない利用者などにサービスを提供する場合のかかり増し経費については、対象外となるのか。	交付要綱第2条第2項第3号(自費検査)については対象となり得る場合がありますが、それ以外は対象外です。
11	継続支援事業 協力支援事業	かかり増し経費の終了時点は何をもって終了と判断するのか。	かかり増し経費における終了の考え方は次のとおりです。 ①保健所等から、事業所における一連の感染が収束したとみなされた時点 ②事業所において感染者がゼロになり、通常業務に戻った時点 ③自主的に休業した事業所が再開した時点 など
12	継続支援事業 協力支援事業	かかり増し経費について、他の補助金で補助を受ける費用についても本事業の対象となるのか。	他の補助金で補助を受ける費用については、対象外です。そのため、本事業で申請する費用を他の補助金でも申請することがないようにご注意ください。

13	継続支援事業	併設する事業所について、どちらでも使用する物品の経費を申請する場合、それぞれの事業所の基準単価内で按分して申請してよいか。	お見込みのとおり、使用する物品の経費を適切に按分して申請してください。
14	継続支援事業 協力支援事業	応援職員の派遣等により発生した割増賃金や手当を応援を受ける側が負担することとなった場合、サービス継続支援事業の『割増賃金・手当』に含めることはできるか。	応援職員の派遣等に要する経費については、派遣元が負担し、協力支援事業で申請するようにしてください。
15	協力支援事業	同一法人内の別の事業所が応援した場合でも補助対象となるのか。	同一法人内の事業所が応援した場合でも、それにより発生したかかり増し経費については対象となります。 (※応援した場合でも、元々雇用されている職員の基本給については、かかり増し経費とはいえませんので、対象外となります)
16	継続支援事業 協力支援事業	介護サービスでも同様の補助事業があるようだが、障害福祉サービスと介護サービスをどちらも行っている事業所の場合、どちらに申請すればよいか。	介護と障害を一体的に実施している場合、主に対応を要した側で申請願います。双方に申請することも可能ですが、問15でお示したとおり、同じ経費に対して二重の補助はできませんので、かかった経費を按分するなどしてください。また、共生型の指定を受けて実施している場合は、原則、本体事業所を所管している側を優先して申請してください。
17	継続支援事業 協力支援事業	同一事業所・施設が複数回申請することはできるか。	複数回の申請は可能です。ただし、継続支援事業及び協力支援事業については、1事業所・施設あたりの補助額の上限までとなります。例えば、生活介護の補助基準額は継続支援事業の補助基準額は631千円ですが、既に本事業において400千円の補助を受けている場合は、2回目の申請において231千円までであれば、補助を受けることができます。
18		申請書類に法人代表者の押印は必要か。	押印不要です。